

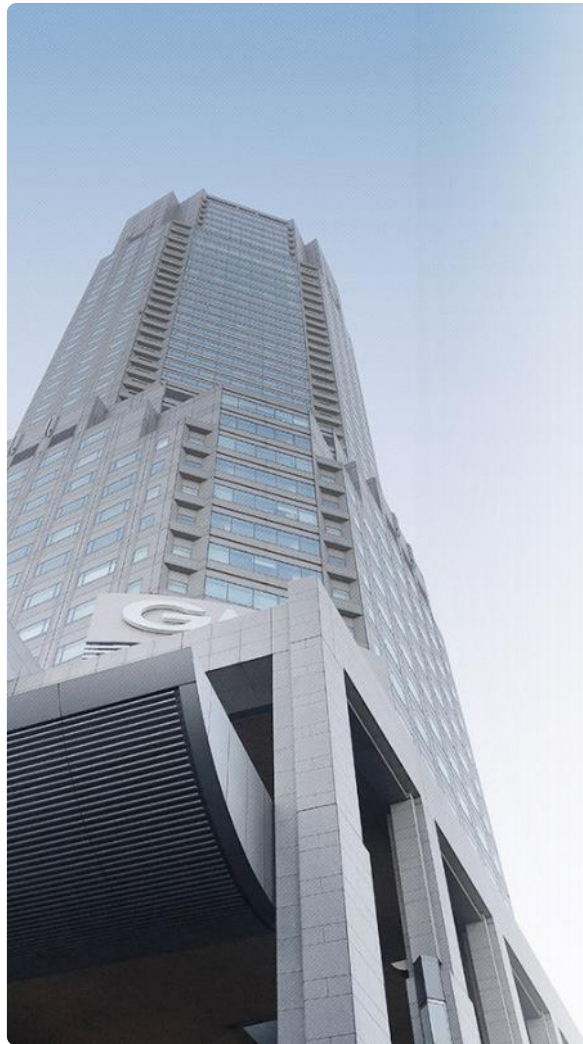
# 茨木市主催 電子契約システム事業者向け説明会

サービス事業者：GMOグローバルサイン・ホールディングス  
サービス名：電子印鑑GMOサイン

# アジェンダ



- 1 電子契約とは
- 2 電子契約の流れ
- 3 契約締結の流れ
  - (1)準備
  - (2)締結
- 4 電子署名の確認方法
- 5 困ったときは
- 6 デモンストレーション



## GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

|           |  |
|-----------|--|
| 本社所在地     | 東京都渋谷区桜丘町26- 1 セルリアンタワー                                |
| 事業内容      | クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした<br>各種インターネットソリューションの開発・運用 |
| 代表者       | 青山 満   |
| 設立        | 1993年12月   |
| 資本金       | 9億1,690万円 (2019年12月)                                   |
| 従業員数      | 社員932名 (2019年12月)                                      |
| 株式        | 東京証プライム (証券コード 3788)                                   |
| 加盟団体 (抜粋) | 日本ネットワークセキュリティ協会<br>トラストサービス推進フォーラム<br>デジタルトラスト協議会     |



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、  
幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。

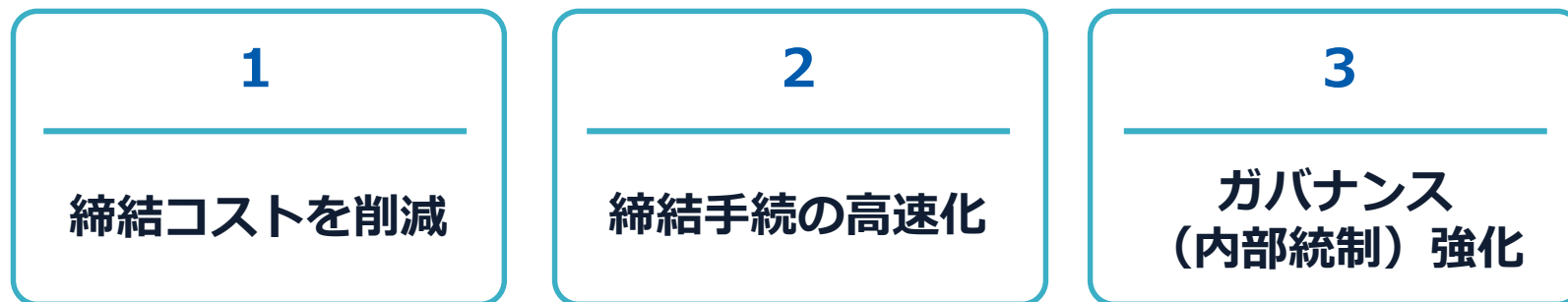
|               |   |
|---------------|---|
| クラウド・ホスティング事業 | ・ 販売実績24年<br>・ ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上   |
| セキュリティ・電子認証事業 | ・ 電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上<br>・ SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上<br>・ 国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3 |



# 1 電子契約とは



## 電子契約の主なメリット



|     | 紙の契約      | 電子契約        |
|-----|-----------|-------------|
| 形式  | 紙の書面      | 電子データ (PDF) |
| 押印  | 印鑑 or サイン | 電子署名        |
| 送付  | 送付・持参     | インターネット     |
| 保管  | 書棚        | サーバー        |
| 印紙  | 必要        | 不要          |
| 証拠力 | あり        | あり          |

5月12日  
政府見解

- ①本人による電子署名ではないので、3条推定効は働かない。②但し、**締結までのプロセスを示せば**3条推定効は発生する。

7月17日  
政府見解

- 利用者の指示に基づき、**一定の要件を満たす場合は**電子署名と評価し得る（2条署名）

9月4日  
政府見解

- 2条署名に該当かつ、2要素認証によって本人以外がなりすますことができない**固有性を有する場合**、3条所定の推定効が発生する



11月17日  
デジタルガバメントWG

第3条Q & Aでは、第3条に規定する電子署名に該当する要件として、**同一性の確認（いわゆる利用者の身元確認）は求めている。**

しかしながら、実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、**身元確認は手段の1つ**として考えられる。

どの程度の身元確認を行うかは締結する**契約の重要性の程度等を考慮して**決められるべきものと考えられる。

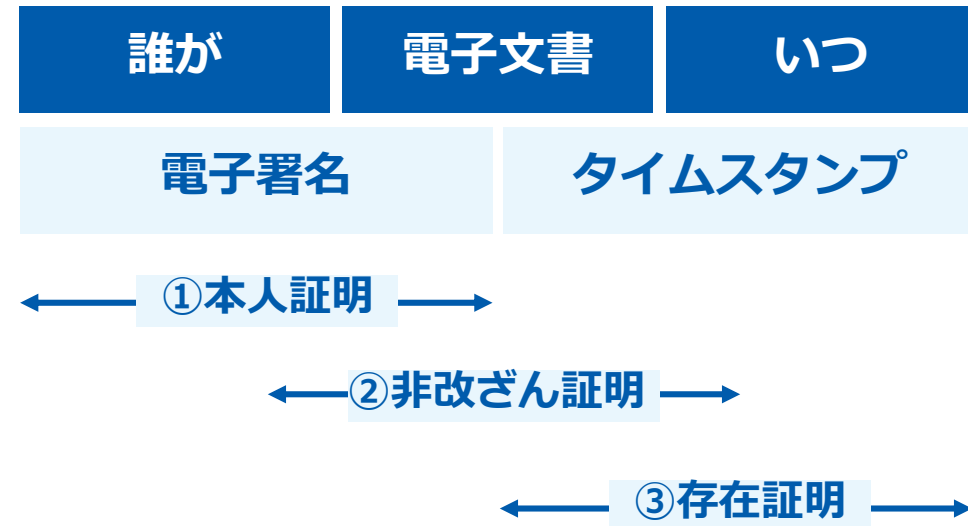
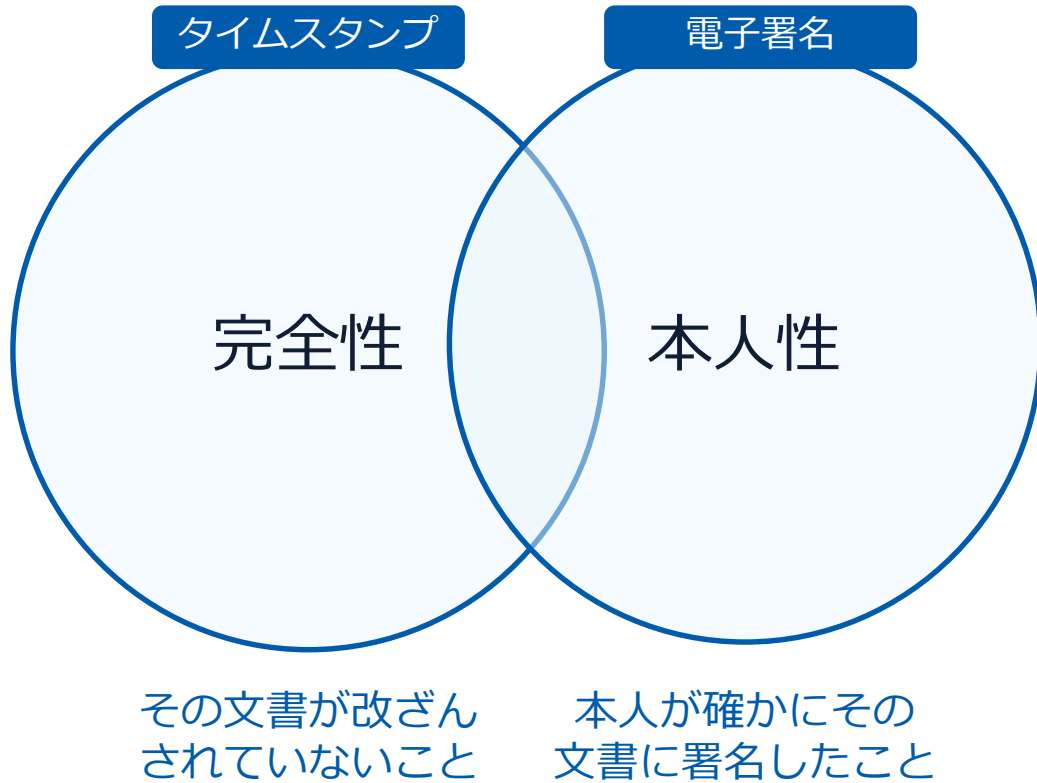
**電子においても判子の世界と同様の判断がくだされた（3条推定効を認める）**

[5月12日見解]論点に対する回答  
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf>

[7月17日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A  
<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>

[9月4日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（電子署名法第3条関係）  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3\\_qa.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3_qa.pdf)

[11月17日デジタルガバメントWG]  
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf>



3つがそろうことで、  
法的効力の高い電子契約となる



電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

|      | 電子帳簿保存法第7条の要件  | GMOサインの対応状況   |
|------|--|---|
| ① 措置 | ①タイムスタンプが付与されたデータを授受<br>②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与<br>③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用<br>④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け <b>上記いずれかの方法を充足する必要がある</b><br>(施行規則4条1～4項) | ・日本データ通信協会の <b>認定タイムスタンプ</b> の押印<br>・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認<br><b>GMOサインは左記のうち①を充足している</b> |
| ② 場所 | 国税に関する法律が定める「保存場所」(規則2条2項2号)<br>※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。   | システムから電子契約をディスプレイに出力  |
| ③ 期間 | 国税に関する法律が定める「期間」<br>法人事業者の場合、7年間<br>(欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)  | 保管期限は無期限  |
| ④ 保存 | 1) 見読性の確保(規則2条2項1号イ)<br>2) システム概要書類の備付(規則2条2項1号ロ)<br>3) 検索機能(規則6条6項4号1)<br>※検索要件(取引年月日、取引先、取引金額)   | 1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能<br>2) サービスサイト上に掲載<br>3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能                            |

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。**」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

**電子文書には印紙税が課税されない**と明言されています。

### ※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

### ※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

[https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi\\_sonota/081024/02.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm)

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

## 電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

## 5つのポイント



### 身元確認済み電子証明書

#### 国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



### Adobe Approved Trust List

#### Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



### 税務対応も安心

#### 電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



### タイムスタンプ

#### 認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



### 立会人型電子署名に対応

#### 費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

## 安全性



### WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



### セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による  
ぜい弱性診断を定期的を実施



### 専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で  
生成・保管し、不正利用を防止



### ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに  
個別の暗号化を実施し安全に保管



### 通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し  
盗み見や改ざんを防止



### データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ  
日次でバックアップしているほか  
月次・年次でもバックアップを実施

## 信憑性



### WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は  
国際的な電子商取引保証基準に準拠



### セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム  
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

## 内部統制



### 操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど  
各種操作を保存しており追跡が可能



### 多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に  
より社外からの業務外のアクセスや  
情報漏洩対策も万全

## サポート



### 連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム  
ウェブ会議システム・ウェブチャット

## 2 電子契約の流れ



## 電子契約の対象となる契約

### 茨木市の電子契約について

※令和5年1月から契約検査課の建設工事・工事コンサル・物品契約から試行導入していきます。

※令和6年4月から全庁展開を行っていきます。

※受注者同意のもと電子契約で契約締結を行います。

(受注者の意向により、従来どおりの紙面での契約も可能です。)

#### 【電子契約対象外】

- ・法令等で書面化義務のある契約※ 1
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・個人（個人事業主（開業届を税務署に提出している個人）を除く）との契約

※ 1 電子化に規制の残る契約文書

| 文書名        | 根拠法令  | 改正法施行予定  |
|------------|-------|----------|
| ②事業用定期借地契約 | 借地借家法 | 電子化の予定なし |

## 書面での契約事務との変更点

### 1 契約締結日は発注者・受注者双方が電子署名を講じた日です。

〔根拠〕 地方自治法第234条第5項

〔運用〕

- ・ 遡り契約は原則認めない

### 2 落札（決定）日から、契約締結予定日までに双方の電子署名を講じること。

〔運用〕

- ・ 契約締結予定日（履行開始日）までに双方の電子署名が講じられない場合は、書面の契約書で契約を締結する。

### 3 受注者決定後に、「電子契約利用申出書」を提出してもらいます。

〔運用〕

- ・ 開札日の翌日までに**契約締結権限者の役職氏名、利用するメールアドレス等を申出書に記入し提出**してもらおう。（後述）

### 4 各契約書の文言を電子契約・紙契約いずれにも対応できるよう改正します。

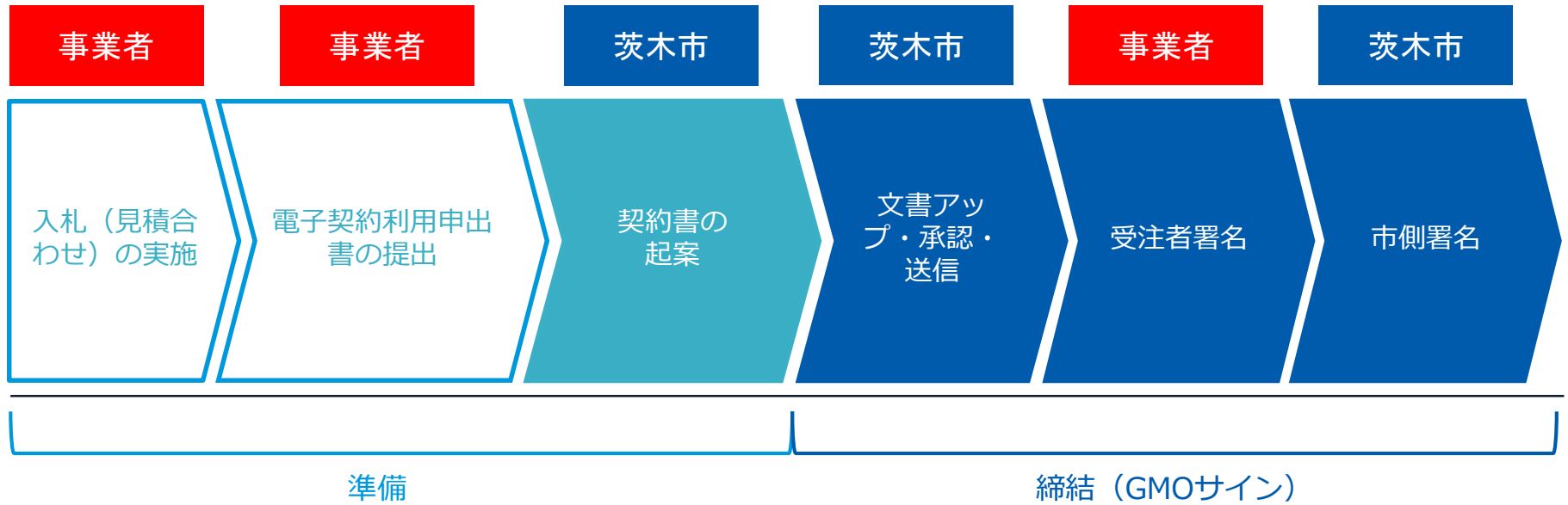
各契約書ひな形を電子契約、紙契約いずれにも対応できるよう改正しますので、契約方法による使い分けは不要です。

#### 【未文記載例】

「ただし、本契約を契約内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。」



# 電子契約の流れ



# 3 契約締結の流れ





## (1) 準備

## 電子契約利用申出書について

年 月 日

電子契約利用申出書（案）

（あて先）茨木市長

【契約締結権限者】  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

下記の案件について、茨木市と電子契約（立会人型電子署名サービスを利用した契約）を締結します。（当該契約の変更を含む。）当該案件の電子契約の締結について、契約締結権者からその権限を授与された契約締結事務責任者の氏名及びメールアドレスは下記のとおりです。なお、本申請に係るメールアドレスについては、契約締結事務責任者になりすまして契約締結に係る操作を行われうるものではないことを確認しています。

記

|                         |    |      |  |
|-------------------------|----|------|--|
| 案件名                     |    |      |  |
| ※電子契約を締結する案件名を記入してください。 |    |      |  |
| 契約締結事務責任者               | 役職 | 氏名   |  |
| 利用メールアドレス               |    |      |  |
| ※メールアドレスは契約締結に使用するものです。 |    |      |  |
| 【事務担当者連絡先】※必ずご記入ください。   |    |      |  |
| 部署名                     |    | 役職   |  |
| 氏名                      |    | 電話番号 |  |

【留意事項】

- 願あて（●city.ibaraki.lg.jp）電子メールにて、開札日の翌日正午までにご提出ください。
- ・ 本申出書は案件毎に作成してください。
- ・ 電子契約書による契約は、紙の契約書による契約と契約条件、効力に相違ありません。
- ・ 契約締結後は、電子契約サービスのファイルサーバー内に保存される電子署名が付与された電子契約書が原本となり、印刷した紙は写しとなります。
- ・ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

- ① 電磁的措置の種類  
コンピュータ・ネットワーク利用の措置
- ② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方法  
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加

裏面へ続く

### 「電子契約利用申出書」の提出について

○電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手方のメールアドレスを確認する必要があります。

○電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してください。

○契約締結権限者の欄には入札参加資格審査申請を行った代表者（本市との契約に関する権限等を委任している場合は受任者）を記入してください。

### 【提出方法】

○開札日の翌日正午までに、メールにて発注担当課宛に提出してください。

○本申出書は案件毎に作成してください。



## (2) 締結

## 受注者に署名依頼メールが届きます

メール件名「茨木市〇〇課様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

### 操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 アクセスコードを入力します（次のページ参照）
- 3 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

- ・受注者に、あらかじめ設定したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしてください。
- ・円滑な契約締結のため、受注者に、当日中に契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、事前に確認をお願いする場合がございます。この際に、修正すべき事項等があれば申し出をお願いします。

## アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。

アクセスコード入力

アクセスコードがご不明な場合は、相手先までご連絡ください。

1

アクセスコード

2

次へ

### 操作手順

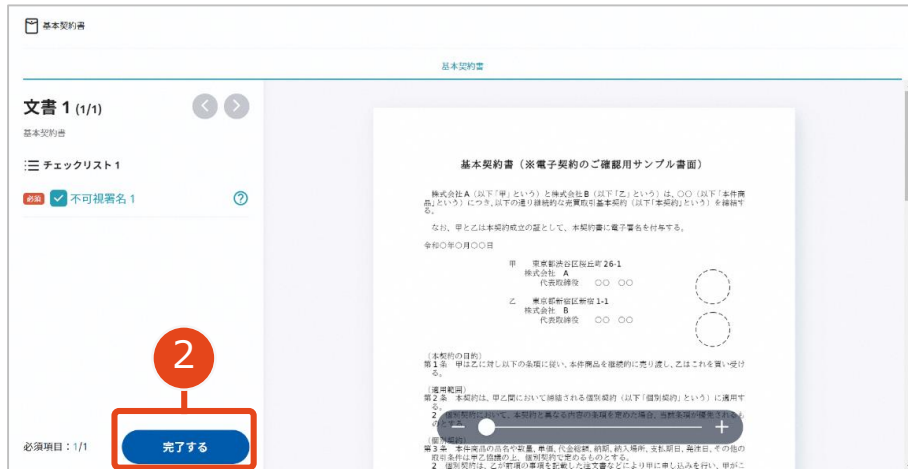
- 1 アクセスコードを入力します
- 2 【次へ】 ボタンをクリックします

### アクセスコードの確認方法

アクセスコードは署名依頼メールには記載されておりません。

**市の発注担当者より電話等にて受注者契約担当者へご連絡**します。本人確認の真正性確保のため担当者ご本人以外には伝達できませんのでご了承ください。

## 文書を確認します



### 操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です

### 不可視署名について

○印影の不要な「不可視署名」となります。  
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。



## 複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です

The screenshot displays a web application interface for document management. At the top, there are three tabs: "機密保持契約書" (Confidentiality Agreement), "業務委託契約書" (Business Commission Agreement), and "送付状" (Delivery Statement). The "機密保持契約書" tab is selected and highlighted with a red box. Below the tabs, the document content is displayed. A callout box with a blue border and a white background points to the document content, containing the text "拡大表示もできます。" (You can also view in expanded mode). The interface includes a sidebar on the left with a checklist and a bottom bar with a "完了する" (Complete) button.

製品管理システム開発発注

1 機密保持契約書 2 業務委託契約書 3 送付状

文書 1 (1/3)

機密保持契約書

☰ チェックリスト 1

リストを押すと該当箇所へ移動します。

署名 1

テキスト入力 1

テキスト入力 2

テキスト入力 3

必須項目: 0/3

完了する

機密保持契約書

株式会社サンプル（以下「甲」という。）とウケオイ株式会社（以下「乙」という。）とは、随付別紙に定める目的（以下「本目的」という。）のために、甲または乙が相手方に開示する情報の秘密保持に関し、以下のとおり本契約を締結する。

第1条（秘密情報）

1 本契約において「秘密情報」とは、本契約締結日以降、本目的のために甲または乙が相手方に開示する一切の情報をいう（以下、秘密情報を開示した者を「開示当事者」、秘密情報を受領した者を「受領当事者」という。）。開示当事者は、書面にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、その書面上に秘密である旨を表示するものとし、口頭にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、開示の際に開示される情報が秘密である旨を示し、開示以降15日以内にその内容を書面化して受領当事者に提供するものとする。

2 前項にかかわらず、受領当事者が以下のいずれかに該当する情報である旨を証明した秘密情報については、受領当事者は、第2条に定める義務を負わないものとする。ただし、当該秘密情報が、個人情報である場合はこの限りではない。

(1) 既に公知、公用の情報

(2) 開示後、受領当事者の責によらず公知、公用となった情報

(3) 開示を受けたときに既に受領当事者が知得していた情報

(4) 開示を受けた後、正当な理由を有する第三者により秘密保持義務を負うことなしに受領当事者が入手した情報

(5) 開示当事者が開示する前、開示後とも関係に関し、創作した情報

開示当事者の秘密情報の開示を要求する場合は、開示当事者は、以下の措置を取った上で当該行政機関に届出を行うことができる。

① 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

② 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

③ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

④ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑤ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑥ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑦ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑧ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑨ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑩ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑪ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑫ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑬ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑭ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑮ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑯ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑰ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑱ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑲ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

⑳ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉑ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉒ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉓ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉔ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉕ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉖ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉗ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉘ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉙ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉚ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉛ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉜ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉝ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉞ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㉟ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊱ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊲ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊳ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊴ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊵ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊶ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊷ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊸ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊹ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊺ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊻ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊼ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊽ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊾ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

㊿ 開示を受ける前に開示当事者に通知すること

## 市側へ署名依頼メールが届きます

メール件名「茨木市〇〇課様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

### 操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます
- 3 各課の管理職が署名

・第一署名者（受注者）の署名が完了しますと自動で第二署名者（市側）へ署名依頼メールが送信されます。

## 契約締結日について

### 工事請負契約書(案)

|        |                                |          |
|--------|--------------------------------|----------|
| 工事名    | テスト                            | 見本<br>収入 |
| 工事場所   | 茨木市●●                          |          |
| 工事期間   | 自 令和●●年●●月●●日<br>至 令和●●年●●月●●日 |          |
| 契約金額   |                                | 円        |
|        | うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額        | 円        |
| 契約保証金  |                                |          |
| 適用除外条項 | 第●条                            |          |

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書類に記載する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な

請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約を契約内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令和●●年●●月●●日

発注者 住 所 茨木市駅前三丁目8番13号  
商号又は名称 茨木市  
代表者氏名 茨木市長 福岡 洋一

受注者 住 所 ●●  
商号又は名称 ●●  
代表者氏名 ●●

### 契約締結日について

○地方自治法第234条第5項に基づき、**受注者、発注者双方が電子署名を講じた日が契約締結日**となります。

○受注者が第一署名者、市側が第二署名者となるため、契約締結予定日（履行開始日）までに受注者の電子署名が講じられるように署名依頼をしてください。

○契約締結予定日（履行開始日）までに双方の電子署名が講じられない場合は、書面の契約書で契約を締結することになりますのでご注意ください。

## 署名済文書のご案内が届きます

受注者、発注者双方の署名完了後、電子署名完了のお知らせがメールで届きます。

メール件名：「電子署名完了のお知らせ」  
メール差出元：「電子印鑑GMOサイン」  
メールアドレス：「[noreply@gmosign.com](mailto:noreply@gmosign.com)」

### 操作手順

- 1 受注者、発注者双方の署名完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、受注者及び県側の双方に電子メールで届きます。その内容は、右の記載例のとおりです。
- 2 メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。

### 【御案内のメールの例】

1

電子印鑑なら  
**GMOサイン**

株式会社OO  
鈴木 太郎様

すべての手続きが完了しました。  
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

2

ダウンロード

封筒：5050000111 電子契約サービス委託  
文書：  
・電子契約サービス委託  
ダウンロード有効期間：14日間

## 署名済文書のご案内が届きます

### 操作手順

- 1 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。
- 2 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。
- 3 契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから、2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。

The screenshot is divided into three numbered sections:

- 1** A confirmation screen titled "全ての手続きが完了しました" (All procedures are completed). It includes a message: "全ての関係者が手続きを完了しました。PDF文書は下記からダウンロードしてください。" (All related parties have completed the procedures. Please download the PDF document from below). It lists "文書1: 電子契約サービス委託" (Document 1: Electronic Contract Service Entrustment) with a "ダウンロード" (Download) button highlighted by a red box. Below this is a "署名の進行状況" (Signature Progress) dropdown menu. At the bottom are two buttons: "電子印鑑GMOサインで保管" (Save with Electronic Seal GMO Sign) and "Topへ戻る" (Return to Top).
- 2** A "Not Found" error page with the "GMOサイン" logo at the top. The main content area contains the text: "Not Found" followed by "該当のページが見つかりませんでした。ご指定のURLが間違いないかご確認ください。" (The page you are looking for does not exist. Please check if the URL you specified is correct).
- 3** A small copyright notice at the bottom right: "© GMO GlobalSign Holdings K.K."

## 署名済文書のご案内が届きます

電子署名完了メールに締結済みの契約書が添付されますが、容量が上限を超える場合は、契約書は添付されないため、前スライドのように、ダウンロードしていただく必要があります。契約締結証明書は添付されません。

|              | 通常メール時 | キャリアメール時 |  |
|--------------|--------|----------|--|
| ファイルサイズ（1契約） | 6MB    | 2MB      | @docomo.ne.jp<br>@ezweb.ne.jp<br>@i.softbank.jp<br>@softbank.ne.jp |
| ファイル数（1封筒）   | 20ファイル | 20ファイル   | @rakumail.jp<br>@ymobile.ne.jp                                     |

## 署名完了後の文書の状態

| 工事請負契約書(案)   |   | 見本               |
|--|---|------------------|
| 工事名  | テスト   | 収入               |
| 工事場所   | 茨木市●●   |                  |
| 工事期間   | 自 令和●●年●●月●●日<br>至 令和●●年●●月●●日                      |                  |
| 契約金額   |   | 円                |
|  | うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額                             | 円                |
| 契約保証金  |   |                  |
| 適用除外条項   | 第●●条  |                  |
| <p>建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書類に記載する。</p> <p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約を契約内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。</p> |   |                  |
| 令和●●年●●月●●日  |   |                  |
| 発注者  | 住 所 茨木市駅前三丁目8番13号<br>商号又は名称 茨木市<br>代表者氏名 茨木市長 福岡 洋一 | 印影はありません (不可視署名) |
| 受注者  | 住 所 ●●<br>商号又は名称 ●●<br>代表者氏名 ●●                     |                  |

### 不可視署名について

○印影はありませんが「電子署名情報」「タイムスタンプ情報」が付与されています。

○印影のある署名(可視署名)と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルや、GMOサインの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に発行される「電子契約締結証明書」からご確認いただけます。

**印影はありません (不可視署名)**

# 4 電子署名の確認方法





## ① 電子署名の確認方法【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

**【署名パネル】** 署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:  
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)  
文書は、この署名が適用されてから変更されていません  
署名者の ID は有効です  
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。  
署名は LTV 対応です

▼ **署名の詳細** **日時情報**

理由: **氏名様** **メールアドレス** が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本  
証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'  
フィールド: FIELD\_2336416\_0 (不可視署名)  
このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W03-008 により署名済み

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。  
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内  
完成 : 着手の日から 日以内  
引渡し: 完成の日から 日以内

第3条 (代金)  
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。  
契約成立時 金 円  
引渡しの日 金 円

第4条 (注文者の負担)  
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

**契約書(原本)**

第6条(危険負担)  
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害はこの負担とする。

署名パネルボタン

## ②電子署名の確認方法【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

○GMOサインの「文書管理」内の「プレビュー」表示時に署名者の情報が確認できます  
○ご利用には無料のアカウント登録が必要です。



署名者の氏名やメールアドレス、  
作業日時が記録されています

### 業務委託

株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社  
約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託

第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の  
る。

1. 甲の運営する店舗「 」の管理
2. 機器の点検メンテナンス
3. 「 」に係る販売促進業務

第3条 甲は乙に対し、委託料として月額

第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

### ③電子署名の確認方法【契約締結証明書で確認】

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

**GMOサイン** 電子契約締結証明書

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

文書名 経営委任契約書\_001  
 管理番号 0000015  
 文書作成者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社  
 文書作成者メールアドレス  
 締結証明書ID 7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

| 操作日時                                    | 署名方法   | 署名者情報   |
|---|--------|---|
| 2020/07/31 20:09 (JST)<br>123.234.12.34 | 実印タイプ  | CV GMO 太郎<br>0 GMOクラウド株式会社<br>0E ソリューション事業部<br>1 渋谷区<br>S 東京都<br>C JP |
| 2020/07/31 20:09 (JST)<br>111.23.45.67  | 契約印タイプ | GMOクラウド株式会社<br>GMO 次郎<br>gmo-jirou@gmocloud.com                       |
| 2020/07/31 20:09 (JST)<br>10.0.200.30   | 契約印タイプ | GMO 花子<br>09012345678   |

工期は次のとおりとする。  
 着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内  
 完成 : 着手の日から 日以内  
 引渡し: 完成の日から 日以内  
 第3条(代金)  
 請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。  
 契約成立時 金 円  
 引渡しの日 金 円  
 第4条(注文者の負担)  
 建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。  
**契約書(原本)**  
 は、甲の工事の追加・変更の事がない。この場合の工期や代金の変更については別途合意書を作成するものとする。  
 2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。  
 第6条(危険負担)  
 天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

契約締結証明書ID と一致します  
 7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

# 5 困ったときは



困ったときは

## お気軽にお問い合わせください

| 電子印鑑GMOサイン 運営事務局 |   |
|------------------|---|
| 電話番号             | 03-6415-7444 (受付時間 平日10:00-18:00)   |
| メールアドレス          | support@cs.gmosign.com  |
| お問い合わせフォーム       | <a href="https://www.gmosign.com/form/">https://www.gmosign.com/form/</a>     |
| オンライン商談          | <a href="https://www.gmosign.com/online/">https://www.gmosign.com/online/</a> |

GMOサイン

検索

### ＼最新情報をお届け！ 電子印鑑GMOサインのSNSアカウント／



@GMOSign\_JP  
[https://twitter.com/GMOSign\\_JP](https://twitter.com/GMOSign_JP)



@GMOSign  
<https://www.facebook.com/GMOSign/>

# 6 デモンストレーション

